平成22年12月22日 第9号 北海道教育庁学校教育局

参事(生徒指導・学校安全)

# 平成22年度生徒指導資料

#### 第5章 教育相談

教育相談体制の構築(生徒指導提要 P 9 4 ~ P 9 8) 第2節

## 教育相談の体制づくり

教育相談の機能が発揮されるためには、生徒指導体制の中での教育相談の体制づくりの前提として、 教員が児童生徒一人一人と向き合うための時間の確保とそのための条件整備が求められます。条件整備 のためには、教員の勤務体制の改善や校務運営の見直し、業務量の削減や多忙感の軽減、ゆとりの確保 が必要になります。

さらに、教育相談体制を構築、整備するにあたっては、家庭や地域の協力、各方面の専門家や専門機 関との連携が不可欠です。近年、児童生徒の抱える問題が多様化し、様々な悩みを抱えて学校生活を過 ごしている中で、児童生徒の抱える悩みを見過ごすことなく、できるだけ早期に発見し、悩みが深刻化 しないように助言や声かけを組織的に行う体制を学校全体でつくることが大切です。また、これからの 教育相談は相談室での個別面談だけでなく、児童生徒の個別ニーズに即応できるよう次のように、相談 形態や相談方法の選択肢を複数用意し、多様な視点できめ細かく支援することができる体制を構築する ことが求められています。

代表的な相談形態 ()個別相談

○グループ相談

○チーム相談

○定期相談 など 代表的な相談方法 ○面接相談

○電話相談

○手紙相談

○メール相談 など

## 2 組織的な教育相談

教育相談に関する校内組織は、教育相談部として独立して設けられたもの、生徒指導部などの校務分 掌の中に教育相談係として設けられたもの、校内委員会として設けられたものなど様々ですが、学校種、 学校規模、職員構成、児童生徒の実態や地域性などを勘案してつくることが望ましいといえます。

さらに、学校における教育相談は、「目標の設定」「計画の立案」「実施及び評価」のサイクルで展開 されます。なお、教育相談の計画、研修、評価については、次の点が基本となります。

## 教育相談の計画

- ○目的、基本方針を明確にし、全教職員の共通理解と協力を得られるように努めること。
- ○自校の実情を踏まえて、具体的な年間計画を立てること。その際、無理のない計画を立てること。
- ○立案担当者間の打ち合わせを随時行い、率直に意見交換できる関係にしておくこと。

#### 教育相談の研修

- ○事例研究の研修会では、参加者全員が率直に意見交換できる雰囲気づくりに努めること。
- ○グループエンカウンターやピアサポートなどのプログラムは児童生徒を対象に実施する前に、教 員研修で試行検討してみることも大切である。

#### 教育相談の評価

- ○生徒指導の全体計画の一環として具体化された相談計画が立案されているか。
- ○研修会の企画や運営が適切に行われ、学校の生徒指導上の課題解決に役立ったか。
- ○相談に関わる情報や資料を、児童生徒や保護者に適切に提供し、十分な広報活動が行われたか。
- ○相談室等の整備が図られ、相談記録、保存、守秘義務等、個別の相談活動が適切に行われたか。
- ○校内の他の組織との連携による児童生徒の成長を促すような指導・援助が適切に行われたか。
- ○校外の専門家や専門機関との連携体制の構築が十分に図られたか。
- ○突発的で緊急を要する相談や危機対応に応じられる体制を整備できたか。特に PTSD (心的外 傷後ストレス障害)に対する「心のケア」体制が十分に整備できたか。